

草加市猫避け器（超音波発生装置）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、猫避け器を貸出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 猫避け器の貸出の対象者は、第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害を軽減しようとする目的をもった市民又は市内に事業所を有する事業者とする。

（貸出申請）

第3条 猫避け器の貸出を受けようとする者は、市長に次の書類を提出して申請するものとする。

- (1) 猫避け器（超音波発生装置）借用申請書（第1号様式）
- (2) 市内に住所又は事業所を有することの証明書（住民票、住民基本台帳カード、自動車運転免許証、登記事項証明書等）の原本照合後の写し

（貸出期間）

第4条 猫避け器の貸出期間は、貸出を受けた日から起算して14日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫避け器の貸出台数は、1世帯又は1事業者当たり1台とし、その使用場所は、貸出を受けた者（以下「借用者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫避け器の貸出は無料とする。ただし、猫避け器の稼働に際し必要な電池等にかかる費用に関しては、借用者の自己負担とする。

（借用者の責務）

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 猫避け器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。（使用上の注意事項の厳守を含む）。
- (2) 猫避け器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫避け器の権利を譲渡し、又は猫避け器を転貸しないこと。
- (4) 猫避け器を滅失またはき損しないように使用すること。
- (5) 猫避け器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が定める事項。

（損害賠償）

第8条 借用者の責めに帰すべき理由によって猫避け器を滅失し、又はき損したとき

は、借用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 猫よけ器の使用により、借用者が被った被害及び借用者が第三者に与えた損害に関しては、借用者がその責任を負うものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。